

令和 8 年改定で、療養計画書への患者署名が不要になりました。

生活習慣病管理料について

当院では、高血圧・脂質異常症・糖尿病を主病とする患者様に対し、療養計画書に基づいた総合的な治療管理を行っています。

治療方針や日常生活の指導内容は、療養計画書に記載のうえご説明いたします。

生活習慣病管理料に係るお知らせ

当院では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症を主病とする患者様に対して、療養計画書に基づく生活習慣に関する総合的な治療管理を行っています。

患者様の状態に応じ、以下の対応が可能です。

- ・28 日以上の長期の投薬を行うこと
- ・リフィル処方箋を交付すること

上記について、ご希望がございましたらお気軽に医師・スタッフにご相談ください。尚、令和 8 年改定で、療養計画書への患者署名が不要になりました。

2026.6.1 若松あおいクリニック 院長